

○浜松医科大学大学院医学系研究科履修規程

(平成16年4月8日規程第77号)

改正	平成18年4月13日規程第25号	平成19年3月15日規程第31号
	平成20年2月14日規程第6号	平成24年1月12日規程第29号
	平成26年3月13日規程第17号	平成27年2月12日規程第18号
	平成29年11月6日規程第58号	平成30年3月6日規程第24号
	平成30年12月13日規程第49号	令和2年3月6日規程第23号

(趣旨)

第1条 この規程は、浜松医科大学学則(平成16年規則第25号。以下「学則」という。)第40条の規定に基づき、浜松医科大学の大学院の医学系研究科における授業科目及びその単位数、履修方法、試験、成績評価の方法等について定めるものとする。

(授業科目の種類及び単位数)

第2条 履修すべき授業科目の種類及び単位数については、別表第1、別表第2及び別表第3による。

2 別表第1、別表第2及び別表第3について、教育上必要があると認めるときは、大学院修士課程教授会、大学院博士課程教授会又は光医工学共同専攻協議会(以下「教授会」という。)に諮って、学長がこれを変更することがある。

(履修届)

第3条 学生は、授業科目を履修しようとするときは、所定の様式による履修届を記入の上、所定の期日までに学務課に提出しなければならない。

(各授業科目の授業期間)

第4条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位とする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(授業方法等)

第5条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

第6条 授業の方法及び内容並びに1年間の授業計画は、教育要項において明示するものとする。

(単位の計算方法)

第7条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間以外に必要な学修を考慮して、次の基準によって単位数を計算するものとする。

(1) 講義、演習については、15時間又は30時間で別表第4に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習については、30時間又は45時間で別表第4に定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 講義、演習、実験及び実習を併用する場合については、別表第4に定める算式により算出した時間数が45時間である授業をもって1単位とする。

(試験)

第8条 試験は、定期試験又は随時試験とする。

2 定期試験は、その授業の終了する期末に、一定の期間を定めて行うものとし、

又、随時試験はその授業科目の担当教員が必要と認めたときに適宜行うものとする。

- 3 定期試験又は随時試験を病気、災害その他特別の事情で受験できなかった者に対し、追試験を行うことがある。この場合にあつては、追試験を志願する者は、授業担当教員に願い出て受けなければならない。
- 4 定期試験、随時試験又は追試験に不合格となった者に対する再試験は、原則として行わない。ただし、授業担当教員が特にその必要を認めた場合は、この限りでない。

(成績評価)

第9条 授業科目の成績評価は、授業科目ごとにあらかじめ示された基準に基づき、授業科目担当教員が試験その他の方法により学修の成果を評価して行う。

- 2 授業科目の成績評価は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、100点満点中90点以上を秀、80点以上90点未満を優、70点以上80点未満を良、60点以上70点未満を可、60点未満を不可とし、不可を不合格とする。ただし、1年次から2年次、又は1年次から3年次にわたって開設される授業科目で、2、3年次に総合評価されるものについては、1、2年次の評価をする場合に限り、合格又は不合格の評語をもって行うものとする。

- 3 合格した授業科目の成績は、変更しないものとする。

(単位の認定)

第10条 単位の認定は、教授会に諮って学長が行う。

(不正行為)

第11条 第8条に定める試験において不正行為と認められる行為があつたときは、当該学期の履修登録単位をすべて無効とする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教授会に諮って学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月8日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 平成15年度以前に入学した者の授業科目及び履修方法等については、旧浜松医科大学大学院医学系研究科履修規程の定めるところによる。

附 則(平成18年4月13日規程第25号)

この規程は、平成18年4月13日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成19年3月15日規程第31号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年2月14日規程第6号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年1月12日規程第29号)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月13日規程第17号)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成27年2月12日規程第18号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年11月6日規程第58号)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月6日規程第24号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月13日規程第49号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月6日規程第23号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

[別紙参照]

別表第2(第2条関係)

[別紙参照]

別表第3(第2条関係)

[別紙参照]

別表第4(第7条関係)

[別紙参照]